

▼宮城県における法律・条例・要綱に基づく規制の概要

法令等	悪臭防止法	公害防止条例	仙台市悪臭対策指導要綱								
規制等の手法	嗅覚測定による臭気指数規制	嗅覚測定による臭気指数規制	嗅覚測定による臭気濃度規制								
規 制 地 域	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亶理町及び七ヶ浜町の一部地域	県内全域 (ただし、悪臭防止法規制地域を除く)	仙台市内全域								
規 制 対 象	規制地域内の全工場・事業場	イ飼料又は有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの(原料として、魚腸骨、鳥獣骨、フェザー又はこれらのソリュブルを使用するものに限る) (イ)原料置場 (ロ)原料処理加工施設 (ハ)真空濃縮施設 (ニ)乾燥施設 (ホ)脱臭施設 ロ有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの(イの項に掲げるものを除く) (イ)原料置場 (ロ)原料処理加工施設 (ハ)強制発酵施設 (ニ)乾燥施設 (ホ)脱臭施設	全業種								
規 制 指 導 体	規制地域を管轄する仙台市を含む14市2町	宮城県、仙台市	仙台市								
規 制 基 準	(単位臭気指数)		敷地境界線における基準 臭気濃度10 排出口の高さ等に応じて以下の範囲で4区分 臭気濃度300～2,000 測定法三点比較式臭袋法								
	<table><tr><td colspan="2">敷地境界線</td><td>排出口</td><td>排出水</td></tr><tr><td>臭気指数15</td><td>悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数</td><td colspan="2">臭気指数31</td></tr></table>			敷地境界線		排出口	排出水	臭気指数15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数31	
	敷地境界線			排出口	排出水						
臭気指数15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数31									
測定法三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法 注)仙台市では特定悪臭物質として法で定められた全22物質による規制指導											

※悪臭防止法の規制事務と騒音・振動・悪臭などの感覚公害への対応を充実させるため、宮城県悪臭公害防止対策要綱(昭和53年4月1日施行)を整理し、令和6年4月1日より、「宮城県騒音・振動・悪臭公害対策業務技術支援事業実施要領」で市町村が所管する各業務の円滑な推進を図ることとしています。